

資料 4-1 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の土砂基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K 0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K 0102 の 38 に定める方法（規格 K 0102 の 38.1.1 に定める方法を除く。）
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号。以下「排水基準告示」という。）付表 1 に掲げる方法又は規格 K 0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	規格 K 0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下	規格 K 0102 の 65.2 に定める方法
ひ 砒素	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき 15mg 未満	検液中濃度に係るものにおいては、規格 K 0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにおいては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）に定める方法
総水銀	検液 1 ℓにつき 0.0005mg 以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「環境基準告示」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表 2 及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき 125mg 未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.04mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.03mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下	規格 K 0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下	規格 K 0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K 0102 の 34.1 c) (注 ⁽⁶⁾ 第 3 文を除く。)に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下	規格 K 0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにおいては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料 4-2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の水質基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
^{りん} 有機燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1ℓにつき0.0005mg以下	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1ℓにつき1mg以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.04mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.03mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1ℓにつき0.006mg以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	1ℓにつき0.003mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1ℓにつき0.02mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	1ℓにつき0.8mg以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注 ⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1ℓにつき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- この表の項目の欄中「^{りん}有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料4-3 土壤汚染対策法の特定有害物質及び指定基準

特定有害物質		地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準(mg/l)	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準(mg/kg)
第1種 揮発性有機化合物 特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-
	ジクロロメタン	0.02以下	-
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-
	トリクロロエチレン	0.03以下	-
	ベンゼン	0.01以下	-
	第2種 重金属等 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下
第3種 農薬等 特定有害物質	シマジン	0.003以下	-
	チウラム	0.006以下	-
	チオベンカルブ	0.02以下	-
	PCB	検出されないこと	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-